

令和5年度音更町職場体験事業参加者募集要領

1 対象者及び条件

- (1) 一般就労を目標としている人又は一般就労に関心のある者
- (2) 音更町民又は居住地特例により音更町がサービスの支給決定者となっている者
- (3) 自力での通勤が可能である人（利用している事業所等による送迎は差し支えありませんが、町や体験先による送迎はありません。）
- (4) 対象者は、傷害保険等に加入すること。

2 体験期間及び時期

- (1) 体験期間は、1日当たり午前10時から午後4時までの6時間（うち正午から午後1時までを休憩時間とするため、実質5時間）で、5日間を標準とします。ただし、参加者の体調等の状況や体験先の都合により変更する場合があります。体験期間・時間について希望がある場合は、申込書の「本人希望記入欄」にあらかじめ記入してください。
- (2) 体験日は、希望者の取りまとめ後、面接等を経てから令和6年3月31日までの間で調整します。

3 体験先（予定）

町内の企業、公共機関等

※ これまでの体験先～別紙のとおり

4 謝礼

体験者には、1時間当たり920円を謝礼として支払います。ただし、最低賃金が改定された場合などには、金額を変更することがあります。

5 申込方法

別紙申込書（兼体験先への情報提供書）及び同意書に必要事項を記入の上、保健福祉部福祉課障がい福祉係へ提出してください。

6 提出期限

令和5年7月31日（月）

※ 申込みを受けた順に面接を行います。

また、提出期限後であっても、随時申込みを受け付けます。

（裏面へ続く）

7 体験者の選定について

- (1) 町、十勝障がい者就業・生活支援センターだいち等の職員と体験希望者との面接を行います。
- (2) 体験予定者の選定後、体験先との面接を行います。

8 その他

- (1) 職場体験中は、各事業所等において体験先への訪問及びサポートを行っていただきます。
- (2) 体験先の都合により、体験をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 体験先への体験希望者の情報提供について同意願います。